

平成25年(ワ)第1356号,平成26年(ワ)第145号

九州朝高生就学支援金差別国家賠償請求事件

原告 甲ほか67名

被告 国

## 準備書面(22)

2018(平成30)年2月 日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	服	部	弘	昭
同 弁護士	李	博		盛
同 弁護士	後	藤	富	和
同 弁護士	中	原	昌	孝
同 弁護士	安	元	隆	治
同 弁護士	江	上	裕	之
同 弁護士	川	上	武	志
同 弁護士	祖	父	江	弘
同 弁護士	金		敏	寛
同 弁護士	池		上	遊
同 弁護士	服	部	貴	明
同 弁護士	柴	田	裕	之
同 弁護士	白			充
同 弁護士	石	井	衆	介
同 弁護士	清	田	美	喜
同 弁護士	松	本	知	佳
同 弁護士	朴		憲	浩
同 弁護士	阪	本	志	雄

## 第1 はじめに

- 1 原告らは2017（平成29）年12月6日付で前川喜平氏の証人申請を申し出ているところ、被告は2018（平成30）年1月31日付意見書において、「甲166号証は、本件の争点とは全く関係がないことをる述べるものにすぎない」「事務方の印象論に過ぎない」と述べる。

しかし、これらの批判は当たらないものである。この点につき下記第2において詳述する。

- 2 また被告は、上記意見書において「前川氏については、被告において、反対尋問により弾劾をする必要を認めないものである」との意見を表明している。

反対尋問を要しないとの意見の趣旨は、甲166号証（前川喜平氏陳述書）の記載内容を争わないという趣旨と解されるので、第3において甲166号証に基づく主張を行う。被告が第3記載の事実を認めるのであれば、その事実は当事者に争いのないものとして判決の基礎となるものである。

- 3 仮に被告が第3記載の事実を争うのであれば、とりもなおさず甲166号証記載の内容につき弾劾を要するということであるから、2018（平成30）年1月31日付意見書記載の意見を速やかに撤回されたい。

## 第2 前川氏に尋問を行う意義

- 1 本訴訟の主要な争点の1つは、原告らに対して就学支援金が支給されなかったことが、無償化法の規定および趣旨目的、憲法14条、26条等に反し、違法違憲であるか否かである。

そして、前川氏が、文部科学省において無償化法の制定、施行段階にこれらを担当する職にあったことは客観的な事実であり、無償化法の制定、施行段階における議論や経過を「経験した事実」として「供述」できる人物であ

る。

- 2 また、法令の解釈適用にあたり、その法令の立案にあたった担当者の解説等が出版や講演などで広く明らかにされ、実務での運用の参考とされることは、決して稀なことではない。したがって、無償化法の立案過程に深く関与した担当者として経験した議論を、関係法令の解釈適用において参考とすることは、通常の方法の解釈適用の一環である。

よって、甲166号証は、本件の争点と全く関係がないどころか、むしろ本件の争点の核心について述べるものである。

- 3 もっとも、人証は、裁判官の心証形成に関する直接性という観点から、書証よりも優れているとされており、陳述書に記載された内容に関し、前川氏自身の供述を得ることは、本件の争点に関する裁判所の心証形成に欠かせないものである。

したがって、前川喜平氏に尋問を行うことは、本訴訟の主要な争点の1つの立証に不可欠である。

### 第3 甲166号証記載の事実に関する主張

- 1 無償化法の制定過程において朝鮮高校が支給対象と考えられていたこと
- (1) 無償化法が民主党野党時代の法案の趣旨を引き継ぐものであること

2009（平成21）年4月、当時野党であった民主党が、「国公立の高等学校における教育の実質的無償化の推進及び私立の高等学校等における教育に係る負担の軽減のための高等学校等就学支援金の支給等に関する法律案」（以下、「民主党高校無償化法案」という。）を提出した。

この法案においては、「何人にも学習権を保障する」との観点が強調されており、朝鮮高校を含む外国人学校が支給対象となることが既に想定されていた。

この当時、民主党の『次の内閣』ネクスト文部科学副大臣は、鈴木寛氏が務めており、民主党高校無償化法案の作成にあたって中心となっていたものである。

その後、民主党高校無償化法案については、2009（平成21）年7月の衆議院の解散により廃案となったが、直後の選挙によって与党となった民主党政権の鳩山内閣、菅内閣においては、鈴木寛氏が文部科学副大臣を務めた。

したがって、2010年3月に成立した無償化法は、民主党高校無償化法案において前提とされていた見解を踏襲するものである。

(2) 無償化法が朝鮮高校への就学支援金の支給を前提として制定されたこと

無償化法の制定過程において、直接の担当部局である就学支援室はもとより、文部科学省内において、朝鮮高校を指定することにつき、異論が出されたことはない。

無償化法の趣旨は、高等学校の教育費について、日本社会全体で支えることにある。したがって、日本社会を構成する者については、国籍や在籍する学校を問わず、支給の対象とすることは当然の帰結である。

朝鮮高校では、既に在校生の多くが3世、4世となり、まさに日本で生まれ、日本で育ってきた子どもたちが学んでいる学校である。朝鮮高校から日本の大学に進学する者も多く、最終的な進路として、日本での生活を希望する者がほとんどである。このように、朝鮮学校は、まさに日本社会に生き、ともに日本社会を支える人材を育成している学校であるから、就学支援金の支給を受けることに異論はなかった。

他方、いわゆる外国人学校のうち、たとえばドイツ人学校、フランス人学校と言われる学校に通う学生は、両親等の日本への赴任に伴って一時的に日本に在住している者が多く、ほとんどは日本社会に定住して生活する

ことを選択せず、母国へ帰っていく。そうすると、そのような外国人学校に通う学生らは、日本社会をともに支える存在とは必ずしも言いがたく、無償化法の趣旨に照らして、当然に支給対象となるとは言えないと考えられていた。

そのような学校よりはるかに日本社会にとけこんでいるという実態があるものの、外国人学校である朝鮮高校が指定の対象と考えられていたことから、同じ外国人学校であるドイツ人学校、フランス人学校等についても均衡を図る必要があり、これらの外国人学校についても支給対象とする制度設計がなされたものである。

### (3) 「高等学校の課程に類する過程」という文言の趣旨

立法段階で、就学支援金の支給対象をなるべく広くしようという議論がなされていたことは、「高等学校の課程に類する過程を置く」という文言が採用された経緯にも見て取れる。「類する」という文言が採用された趣旨は、「準ずる」などとして対象となる学校の範囲を限定するのではなく、中学校卒業程度の学力を前提とした教育課程を置いている学校をなるべく広く対象にすることにあつた。

このように、対象を広げる方向での議論はなされたが、狭める議論がされたことはなかった。

### (4) 朝鮮高校への適用を対象とした予算措置がなされていたこと

就学支援金制度を開始するにあたり、新しい制度であることから、新たな予算編成を必要としたところ、適用対象に朝鮮高校に通う生徒も含めて予算が組まれており、このことは衆議院予算委員会における大臣答弁から明らかになっている。

このように、朝鮮学校が指定の対象となることは、無償化法の制定時から予定されていたものである。

- (5) 朝鮮高校と朝鮮総聯、朝鮮民主主義人民共和国との間に一定のつながりがあることは、文部科学省内でも共通認識であったこと

文部科学省内では、朝鮮高校が、民族団体である朝鮮総聯や、朝鮮高校の在校生・卒業生のルーツの1つである朝鮮民主主義人民共和国とのつながりがあることは、朝鮮高校の設立経緯から明らかなものとして認識されていた。しかし、そのようなつながりは、民族教育を行うという朝鮮高校の意義に照らして当然であるとともに、他の私立学校についても、建学の理念や運営主体が様々な学校があり、その範疇を出るものではないと捉えられていた。

したがって、朝鮮高校と朝鮮総聯及び朝鮮民主主義人民共和国とのつながりが認識されていても、そのことを問題視する意見は聞かれなかったものである。

- 2 検討会議の設置に際して、朝鮮高校の指定が当然と考えられていたこと

前川氏は、高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議の設置に当たり、教育に関して専門的な知見を有する専門家複数に、委員への就任を打診し、承諾を得る役割を担った。

その際、文部科学省としては、朝鮮高校は指定の対象となると考えており、検討会議としても指定をする方向での議論となると考えていると説明をしたうえで承諾を得ており、そのような方針を説明した結果就任を見送った候補者もいた。したがって、実際に就任した委員の中には、朝鮮高校の指定に際して積極的に反対の意見を述べる者はなかった。

- 3 検討会議での議論が、朝鮮学校の指定を前提とするものであったこと

2010（平成22年）5月26日に開かれた第1回検討会議において、冒頭、鈴木寛文部科学副大臣から、外国人学校への指定については教育上の観点から客観的に判断すべきであって、外交上の配慮などによって判断すべきでな

いことが説明された。

これは、無償化法制定時の政府統一見解であって、検討会議の冒頭でこの見解が確認されたことにより、検討会議の構成員においても、この点が共通認識となったものである。

#### 4 規程13条の趣旨

ハ号規程13条は、「(前略)指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない。」と定めているところ、この規定が置かれた趣旨は、代理受領制度が採用された点にある。すなわち、民主党無償化法案では、市町村長から保護者に直接就学支援金を支払う制度設計となっていたが、制定された無償化法では、これを都道府県知事から教育施設が代理受領し、授業料債権と相殺するという制度を採用した。そのため、学校に支払われた就学支援金が間違いなく生徒の授業料債権と相殺されることを担保し、生徒の授業料負担が現実には軽減されるようにという趣旨で、ハ号規程13条が置かれたものである。

検討会議においては、その他の法令違反がないことも要件の一つとして議論されてはいたが、「適正な学校の運営」に関して議論されていたのは、就学支援金の管理に係る問題や情報公開と経理の透明化に限られ、学校教育法や私立学校法の規定は参照されていたものの、教育基本法の条項への抵触が問題とされたことは一度もない。

なお、検討会議を踏まえて作成されたハ号規程に関し、前川氏は報告を受ける立場として、検討会議で行われた議論を詳細に把握していたものであるが、仮に教育基本法への抵触が疑問視されていたのであれば、議事録にも当然残されるはずであり、そのような議論は一切行われていなかったものである。

#### 5 審査会の役割及びそこでの議論が指定に向かって進んでいたこと

文部科学行政において審査会、審議会など専門家らによる第三者機関を置き、

そこでの議論を経て認可、認定、指定等の行政処分を行うことがよく見受けられる。その趣旨は、専門的かつ公正中立な判断をすることにあるから、設置した以上はその意見を聞き、十分に尊重して処分を行うことが通常である。

また、そのような議論の中で、「留意事項」は、審査会、審議会などが組織として、認可等の行政処分につき「可」とする旨の最終判断を行う際に補足的に付すものである。留意事項が示されるということは、会議体の議論が最終段階に至っており、かつ、肯定的な結論を出すことが前提となっていることを意味する。前川氏の文部科学省における30年近い官僚生活の中で、留意事項だけを先行して検討することは考えられず、通常通り肯定的な結論を踏まえて留意事項を検討していたものである。

なお、検討会議の構成員がそのまま審査会の構成員となっているため、審査会での意見は検討会議での意見を十分に踏まえたものであった。

以上